

20年3月31日付け医政発第0331008号)に基づき業務の区分「へき地医療」の要件以外の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院又は社会医療法人ではない病院であって、当該通知別添1の業務の区分「へき地医療」の当該業務の実績における基準に該当している病院。

③ 災害時における医療

- ・災害拠点病院〔「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日付け医政発0321第2号)に基づき、都道府県により指定された病院〕。
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)〔「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」(以下「疾病・事業及び在宅医療指針」という)中、「災害時における医療体制の構築に係る指針」に規定するチーム〕。なお、都道府県又は政令指定都市が独自に認定する災害派遣医療チーム(DMAT)は届出の対象外とする。
- ・広域災害・救急医療情報システム(EMIS)については、「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日付け医発第692号)に基づき、都道府県又は都道府県の委託を受けた法人が整備、運営する広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に医療施設の状況を入力可能な病院を対象とする。なお、都道府県が運営する「救急医療情報システム」のみの参加は届出の対象外とする。

④ 周産期医療

- ・総合周産期母子医療センター(「疾病・事業及び在宅医療指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」に基づき、都道府県により指定された病院)。
- ・地域周産期母子医療センター(「疾病・事業及び在宅医療指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」に基づき、都道府県により認定された病院)。

⑤ 救急医療

- ・病院群輪番制病院、共同利用型病院(医療計画において第二次救急医療機関として記載されている病院であって、「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日付け医発第692号)の要件を満たす病院)。
- ・救命救急センター〔「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日付け医発第692号)に規定されている病院〕。

⑥ その他

- ・新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成25年6月26日)に規定する医療体制に関するガイドライン第2章2(3)に則り、令和3年10月1日時点で、新型インフルエンザ患者に係る必要な治療が継続的に行われるように診療体制が整備されている入院医療機関。〔事務連絡「感染症指定医療機関等に関する調査について(依頼)」において、新型インフルエンザ患者入院医療機関の申出があった医療機関〕

3 地域医療指数(体制評価指数)等の確認に係る手続について

地域医療指数(体制評価指数)等の確認は以下の手順で行うこととする。

- ① 1の(3)に該当する病院は、地域医療指数(体制評価指数)の評価項目の参加又

は指定等状況を、様式1「救急医療等の参加状況について」(略。厚労省HP：<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000837878.pdf>)により、令和3年10月13日(水)までに病院の所在地を管轄する都道府県衛生主管部(局)に提出する。

- ② 都道府県衛生主管部(局)は、がん対策主管部(局)と連携の上、病院から提出された様式1について、都道府県における登録状況等を記入して提出病院に回答する。ただし、様式1の項目2「へき地の医療」の「②社会医療法人認定における地域医療の要件」についての回答は不要とする。

- ③ 様式1の回答を受けた病院は、様式1及び様式2「施設基準の届出状況等に係る報告」(略。厚労省HP：前記参照)を、令和3年11月26日(金)までに病院の所在地を管轄する地方厚生(支)局担当課に提出する。

- ④ 地方厚生(支)局は、提出された様式2の内容を確認し、様式1及び様式2を令和3年12月14日(火)までに厚生労働省保険局医療課に報告する。

- ⑤ 厚生労働省保険局医療課において、地方厚生(支)局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数(体制評価指数)等を確定し、各医療機関への内示と医療機関別係数(機能評価係数Ⅱ)に係る告示を行う。

(様式1) 救急医療等の参加状況について(基準日：令和3年10月1日)(略)

(様式2) 施設基準の届出状況等に係る報告(基準日：令和3年10月1日)(略)

(参考資料) 令和3年度地域医療指数(体制評価指数)等の確認手続(略)